

別紙5

令和 年 月 日
告 示 第 号

川俣町ファミリーサポートセンター事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、子育ての援助を受けたい者と当該援助を行いたい者を会員とした組織として川俣町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を設置し、会員が相互に連携した援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことを支援するファミリーサポートセンター事業（以下「事業」という。）を行うことにより、子育て中の保護者（以下「保護者」という。）が仕事と家庭を両立できる環境をつくるとともに、地域における子育てを支援し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この要綱による事業の実施主体は川俣町とする。

2 事業は、当該事業を適切に実施できると認める事業者等に委託して行うことができる。

（事業内容）

第3条 センターは、事業の実施のため次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの会員（以下「会員」という。）の募集及び登録その他の会員組織業務に関すること。
- (2) 援助活動の調整及び把握等に関すること。
- (3) 会員を対象とした、援助活動に必要な知識等を付与する講習会の企画及び実施に関すること。
- (4) 会員の交流、情報交換の場としての交流会の企画及び開催に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 事業の広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項の事業を行うため、センターの事務所を置く。

- (1) センターの事務所は、次の日を休日とする。
 - ア 土曜日及び日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日

(2) 前号の規定にかかわらず、センターの事務所は、休日であっても電話等により援助活動の依頼を受けることができるよう努めるものとする。

(3) センターの事務所の開所時間は、午前10時から午後7時までとし、原則この時間内に援助活動の依頼を受けるものとする。

3 センターは、次に定める病児又は病後児（以下「病児・病後児」という）の預かり、早晨・夜間等の緊急時の預かり等についても、実施に努めるものとする。

(1) 病児 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

(2) 病後児 病気の回復期にある集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

(アドバイザーの設置)

第4条 事業の円滑な実施を図るため、センターにアドバイザーを置き、前条各号に掲げる業務に関する事務を処理する。

2 アドバイザーを補佐するため、センターにサブリーダーを置くことができる。

(援助活動の内容)

第5条 援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 保育施設等の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり

(2) 保育施設等までの送迎

(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

(4) 学校の放課後の子どもの預かり

(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり

(7) 前各号に掲げる活動のほか、目的を達成するために必要な援助活動

2 会員は、子どもの宿泊を伴う援助活動を行わないものとする。

3 援助会員が預かる子どもは、1人を原則とする。ただし、きょうだい児のほか、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

4 援助活動を受けようとする者は、援助活動を受けようとする日の前日までに、センターに依頼するものとする。

(会員)

第6条 援助活動を行う者は、センターに登録した会員とする。

2 会員は、子育ての援助を受けたい会員（以下「お願い会員」という。）及び子育ての援助を行いたい会員（以下「まかせて会員」という。）とする。

3 お願い会員とまかせて会員は、相互にこれを兼ねることができる（「どちらも会員」という。）。

4 まかせて会員となることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 20歳以上の者

（2） 川俣町内に居住している者及び第5条に定める援助活動の利用が可能な近隣市町村に居住する者

（3） 心身ともに健康で積極的に援助活動ができる者

（4） 援助活動に理解を有する者

（5） 自宅等で安全に子どもを預かることができる者

5 まかせて会員は、援助活動に必要な知識を習得するための講習会を受講するものとする。ただし、センターが講習会を修了した者に準ずると認める者については、講習会の全部または一部を免除することができる。

6 お願い会員となることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 川俣町内に居住または在勤している者及び第5条に定める援助活動が実施可能な近隣市町村に居住する者

（2） 0歳から概ね18歳までの子どもを養育している者

（3） 援助活動に理解を有する者

（登録等の手続き）

第7条 前条に基づく会員の登録をしようとする者は、入会申込書兼更新申込書をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、登録した まかせて会員に対し、会員証を発行する。

3 会員の登録期間は、登録した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、会員の登録は更新することができる。

4 会員は、登録内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに届けなければならない。

5 会員が退会しようとするときは、退会届をセンターに届けなければならない。この場合において、会員は、退会に際して会員証を返還するものとする。

(援助活動の実施方法)

第8条 お願い会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対し、その申し込みをするものとする。

2 センターは、前項の申し込みがあったときは、お願い会員の必要とする活動内容等にふさわしいと認める まかせて会員を調整するなど、援助活動の円滑な実施に努める。

3 お願い会員とまかせて会員とは、援助活動の内容等について、事前にセンターと十分な協議を行うものとする。

4 会員は援助活動の実施について、変更又は中止がある場合は、速やかにその旨をセンターに連絡しなければならない。

5 まかせて会員は、援助活動実施後、活動の内容について援助活動報告書を作成し、お願い会員の確認を受けなければならない。

6 まかせて会員は、前項に規定する援助活動報告書により活動の記録をセンターに報告するものとする。

7 センターは、保護者の支援のため、病児・病後児の預かりのほか、ひとり親家庭、低所得者等配慮が必要な子育て家庭への利用の支援に努めるものとする。

8 センターは、会員の確保の促進や、保護者の利便性の向上のため、町内の地域子育て支援拠点等と連携し、子どもの預かりの促進、巡回等による見守り支援、救急救命講習等安全講習等の実施に努めるものとする。

(援助活動時間)

第9条 援助活動は、午前7時から午後7時までの間で必要と認められる時間とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

2 援助活動時間は次に掲げる時間 to いう。

(1) 子どもをまかせて会員の自宅等で預かる場合 まかせて会員が子どもを預かった時からお願い会員が子どもを迎えに来た時まで

(2) 保育施設等へ送迎し、自宅等で預かる場合 まかせて会員が子どもを保育施設等から預かった時からお願い会員へ引き渡した時まで

(報酬等)

第10条 お願い会員は、まかせて会員に対し援助終了後、別表1に定める報酬について、原則援助活動を行った当日に支払うものとする。

2 援助に要した実費については、別表1を基準に、お願い会員及びまかせて会員が協議し

て定めるものとする。

3 お願い会員が援助活動の依頼を取り消した場合の報酬の取り扱いについては、別表2のとおりとする。ただし、天候や自然災害、不慮の事故など、会員の責によらない事由により援助活動が実施できない場合は、相互の協議によりその都度決定するものとする。

(保育施設等への連絡体制)

第11条 保育施設等への迎え及びその後に子どもを預かる援助活動の場合は、お願い会員はまかせて会員が迎えを行うことを保育施設等へ連絡しなければならない。

2 まかせて会員は、保育施設等の管理者等に会員証を提示しなければならない。

(援助活動を行うにあたっての留意点)

第12条 会員は、本要綱に定めるところによらないで、援助活動を行ってはならない。

2 まかせて会員は、援助活動を行うにあたっては、子どもに事故がないよう、安全及び衛生に十分配慮しなければならない。

3 会員は、相互信頼のもと、援助活動を行わなければならない。

4 その他援助活動の趣旨及び目的に反する行為を行ってはならない。

(トラブル等の解決)

第13条 援助活動に起因する会員間のトラブル又は事故が発生した場合には、速やかにセンターにその事実を報告するとともに、会員間で誠意を持って解決に努めることを原則とする。

(保険)

第14条 センターは、援助活動中の事故に備え、地域子育て支援補償保険に加入しなければならない。

(守秘義務)

第15条 会員は、援助活動により知り得た個人情報、プライバシー等の秘密について他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、会員でなくなった後も同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 (第10条第1項及び第2項関係)

報酬等に関する基準

活動時間帯	報酬
午前7時～午後7時	基本料金 1時間につき600円
病児・病後児の預かり	病児・病後児料金 1時間につき基本料金に200円を加算
上記の時間帯以外の時間	1時間につき基本料金及び病児・病後児料金に100円を加算

- きょうだい児を預ける援助活動の場合は、2人目から報酬を半額とする。ただし、きょうだい児であっても、乳幼児等まかせて会員1名を要する援助活動の場合は除く。
- 援助活動を受けようとする日の前日午後7時を過ぎた時点から当日の依頼とし、当日の依頼は上記の報酬に別途200円を加算する。
- 子どもに対する食事の提供、おむつ代、公共交通機関を利用した場合における交通費等の実費は、お願い会員が負担するものとする。
- 援助活動は1時間を超える場合に行い、1時間を超える援助活動を行った時間が30分に満たない場合は半額とし、30分以上は1時間とする。
- 預かり活動中にまかせて会員が送迎を行った場合の実費については、移動の距離1キロメートル当たり30円とする。ただし、第5条第1項第2号に定める送迎については、移動の距離が4キロメートルを超えた分につき、1キロメートル当たり30円とする。

別表2 (第10条第3項関係)

お願い会員が援助活動を取り消した場合の報酬の取り扱い

取消時期等	お願い会員がまかせて会員に支払う額
援助活動の前日午後7時まで	0円
援助活動の当日	予定していた援助活動を実施した場合に支払われる額の半額
無断取り消し	予定していた援助活動を実施した場合に支払われる額の全額

- お願い会員がまかせて会員に支払う額については、センターに直接、取り消しが生じた日の翌日から起算して1週間以内に納めるものとする。